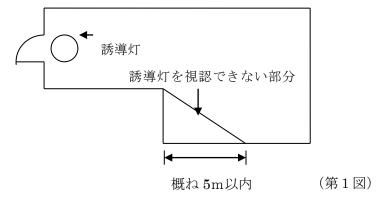
誘導灯及び誘導標識の設置等に関する指導基準

(趣旨)

第1 この基準は、誘導灯及び誘導標識の設置及び維持に関し、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)及び消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2 この基準において、次の各号に掲げる用語は、当該各号の定めるところによる。
 - (1) 誘導灯とは、避難口誘導灯、通路誘導灯及び客席誘導灯をいい、火災時、防火対象物内に在る者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示し、又は避難上有効な照度を与える灯火をいう。(誘導灯は、常に灯火によりシンボル等の見えやすさ、気付きやすさ及び学習効果を高めているものである。)
 - (2)誘導標識とは、火災時において防火対象物内に在る者を屋外に避難させるため、避難口の位置及び避難の方向を明示した標識をいう。
 - (3)減光形誘導灯とは、通常時は内蔵する光源を減光点灯し、自動火災報知設備からの火災信号により即時自動的に光源を正常点灯に復帰する方式の誘導灯をいう。
 - (4) 点滅装置とは、自動火災報知設備からの火災信号を受けたとき、キセノンランプ、白熱電球又は蛍光ランプを点滅する装置をいう。
 - (5) 誘導音装置とは、自動火災報知設備からの火災信号を受けたとき、避難口の所在を示すための 警報音及び音声を発生する装置いう。
 - (6) 信号装置とは、自動火災報知設備からの火災信号を中継(階段室に設置された自動火災報知設備の煙感知器の動作信号を演算処理する機能も含む。) し、又は手動信号を誘導灯に伝達する装置をいう。
 - (7) 避難施設とは、避難階若しくは地上に通ずる直通階段(傾斜路を含む。)、直通階段の階段室、 その附室の出入口又は直接屋外に出られる出入口をいう。
 - (8) 居室とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第4号に定める執務、作業、集会 娯楽その他これらに類する目的のため、継続的に使用する室をいう。
 - (9) 廊下等とは、避難施設へ通ずる廊下又は通路をいう。
 - (10) 避難口とは、規則第28条の3第3項第1号に定める出入口及び場所をいう。
 - (11) 容易に見とおしができるとは、建築物の構造、什器(家具等1.5 m以下は除く。)の設置による視認障害がないことをいう。ただし出入口や誘導灯が障害物により視認できない場合であっても人が若干移動(ドア等の避難障害を経由、又は隔てることがないもの及び曲がり角で歩行距離が概ね5.0 m以内)することにより出入口や誘導灯を視認できる場合は、見とおしできるものとする。(第1図参照)



- (12) 容易に見とおし、かつ、識別できる出入口とは、居室内又は廊下等の各部分から容易に見と おせ、かつ、避難口であることが分かるものをいう。
- (13) 外光等とは、自然光又は夜間に恒久的に点灯される街路灯等(当該防火対象物の火災時に影響を受けにくい灯火に限る。)をいう。

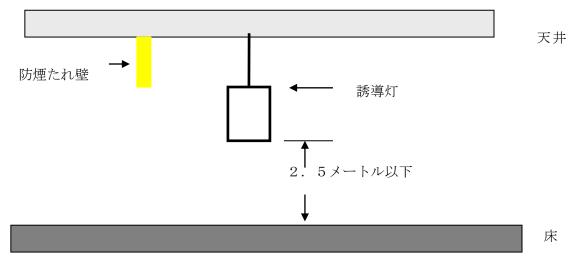
(構造及び性能)

第3 誘導灯及び誘導標識の構造及び性能は、「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成11年3月消防庁告示第2号)によるほか、この場合において、誘導灯及び蓄光式誘導標識は、原則として認定品とすること。

(設置要領等)

- 第4 避難口誘導灯は、次により設置するものとする。
 - (1) 避難口誘導灯の設置箇所等は、次のとおりとする。
 - ア 屋内から直接地上へ通ずる出入口(付室(他の居室へ通じる場合は除く。)が設けられている場合にあっては当該付室の出入口)
 - イ 直通階段の出入口(付室(他の居室へ通ずる場合は除く。)が設けられている場合にあっては当該付室の出入口)「直通階段が地階へ通ずる場合は、避難階の階段室からの出口に設置すること。ただし、避難階又は地上に通ずることが容易に判別できる場合は、この限りでない。」
 - ウ 屋上から屋内に通ずる入口 ただし、スロープ等で地上に通ずることが容易に判別できる場合は、この限りでない。
 - (2)避難口誘導灯の設置要領は、次のとおりとする。
 - ア 避難口上部又はその直近に、床面から当該誘導灯下面までの高さが1.5 m以上2.5 m以下になるように設置すること。この場合において、直近に防煙たれ壁がある場合は、当該たれ壁より下方に設けること。ただし、建築物の構造上この部分に設置できない場合又は位置を変更することにより容易に見とおすことができる場合は、この限りではない。(第2図参照)
 - イ 表示面が多数の目にふれ易くなるように設置すること。この場合において、廊下等から 屈折して避難口にいたる場合は、矢印付のものを設置すること。ただし共同住宅等防火対 象物の関係者が使用するものにあってはこの限りではない。
 - ウ 壁、天井等に地震に耐えるように堅固に固定すること。

エ 誘導灯の視認障害を発生させるディスコ等の特殊照明回路には、信号装置と連動した開 閉器を設け、非常時において当該照明を停止させること。



(第2図)

- 2 表示複合形避難口誘導灯の設置等については、前項の例によるほか、次によるものとする。
- (1)公共性の高い地下街、コンコース等の展開した場所に設置する場合はできる限り表示複合形 避難口誘導灯を設置すること。
- (2) 設置する場所は、規則第28条の3第3項第1号イ及び口に掲げる出入口とすること。
- (3) 設置場所の周囲には、誘導効果を阻害するおそれのある照明、看板等が設けられていないこと。
- 3 灯火を内蔵した一般の標識板(以下「一般標識灯」という。)と並列設置(一般標識灯を誘導灯の短辺に接して設置することをいう。)される避難口誘導灯の設置等については、第1項の例によるほか、次によるものとする。
- (1) 設置箇所は、前項第2号に掲げる出入口とすること。
- (2) 一般標識灯に使用される色は、おおむね赤色及び緑色以外のものとすること。
- (3) 一般標識灯の電源回路は、誘導灯の電源回路と別回路とすること。
- (4) 一般標識灯の表示内容は、避難誘導効果を阻害しないものとし、かつ、公共的なものである とともに、避難の方向性が相反しないものとすること。
- 4 点滅装置及び誘導音装置を付加した誘導灯(以下「点滅形誘導灯等」という。)の設置等については、第1項第1号の例によるほか、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置すること。
- (1) 令別表第一(6) 項口、(6) 項のハ及び(6) 項ニに掲げる防火対象物のうち視力又は聴力 の弱い者が出入りするもので、これらの者の避難経路となる部分
- (2) 百貨店、旅館、病院、地下街その他不特定多数の者が出入りする防火対象物で雑踏、照明・ 看板等により誘導灯の視認性が低下する恐れのある部分
- (3) その他これらの機能により積極的に避難誘導する必要性が高いと認められる部分
- (4) 点滅形誘導灯等の設置要領は、次のとおりとする。
 - ア 設置については、避難口誘導灯の設置要領によるほか、点滅形誘導灯、受信機信号装置及

びそれらを接続する信号回路は別図1、別図2及び別図3の接続によること。

- イ 自動火災報知設備の作動と連動して自動的に点滅及び誘導音を発生すること。この場合に おいて、自動火災報知設備には、十分な非火災報対策が講じられていること。
- ウ 規則第24条第5号ハに規定する自動火災報知設備の地区音響装置の区分鳴動を行なうことができる防火対象物又はその部分に設置する場合は、原則として自動火災報知設備の区分鳴動等と連動して当該鳴動階の点滅及び誘導音を発生させる(以下「区分動作方式」という。) こと。(機器等の構成例を別図5、6及び7に示す。)
- エ 非常警報設備の放送設備が設置されている防火対象物は、誘導音装置を附加した誘導灯の 設置位置又は当該誘導音装置の音圧レベルの調整等により、非常放送の内容の伝達が困難又 は不十分とならないように措置すること。ただし、非常放送と連動して誘導音を停止する装 置を設けた場合は、この限りでない。
- オ 点滅形誘導灯等により誘導される避難口からの避難経路として使用される直通階段の階段 室が煙により汚染された場合は、当該誘導灯の点滅及び誘導音が停止すること。ただし、次 に掲げる場所に設置するものは、この限りでない。
 - (ア) 屋外階段の階段室及びその附室の出入口
 - (イ) 開放階段(「屋内避難階段等の部分を定める告示」(平成14年11月消防庁告示第7号)に規定する開口部を有するもの。以下同じ。)の階段室及びその附室の出入口。
 - (ウ) 特別避難階段の階段室及びその附室の出入口。
 - (エ) 最終避難口及びその附室の出入口。
- カ オの場合において、当該階段室には、煙感知器を規則第23条第4項第7号の規定に準じて次のいずれかにより設け、出火階が地上階の場合は出火階の直上階以上の点滅等を停止させ、地下階の場合は地階の点滅等を停止させるものとすること。
 - (ア) 地上階は点滅形誘導灯等を設置した直下階に、地下階は地下1階に点滅等の停止専用の煙感知器(第2種蓄積型又は第3種蓄積型)を設けること。この場合において、当該煙感知器には、その旨の表示をすること。
 - (イ) 自動火災報知設備の煙感知器が当該階段室の煙を感知することができるように設けられており、かつ、適切に警戒区域が設定されている場合は、(ア)の規定に係わらず当該煙感知器と連動することができる。この場合において、自動火災報知設備の煙感知器を用いて点滅等の停止をさせる場合は、出火階の火災信号と階段室に設けられた煙感知器の動作信号とを演算処理できる信号装置を設けること。
- キ カ (イ)による場合、自動火災報知設備の受信機には、点滅等の停止を 2 0 分以上有効に 動作させるための非常電源を附置すること。
- ク 誘導音の指向性を損なわないように設置すること。
- 5 通路誘導灯は、次により設置するものとする。
 - (1) 通路誘導灯の設置箇所等は、次のとおりとする。

ア 曲り角

- イ 規則第28条第3項第1号イ及び口に掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲 内の箇所(廊下又は通路の各部分が避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。)
- ウ ア及びイのほか、廊下又は通路の各部分(避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。)を通 路誘導灯の有効範囲に含包するために必要な箇所
- (2) 通路誘導灯の設置要領は、次のとおりとする。
 - ア 廊下等の幅員が20m以上のものは、当該廊下等の両面側に設置すること。
 - イ 廊下の幅員が40m以上のものは、(ア)によるほか、廊下中央付近にも設置すること。
 - ウ 廊下等の直線部分に2以上の廊下通路誘導灯を設置する場合は、おおむね等間隔となるように設置すること。
 - エ 床面に埋め込む通路誘導灯は、器具面を床面以上とし、突出し部分は5ミリメートル以下とすること。
 - オ 避難施設への出入口が2箇所以上ある場所で、当該出入口から20メートル以上となる 部分に設置するものの表示は、原則として二方向避難を明示し、その他のものは一方向指 示とすること。
 - カ 壁、床等に地震等に耐えるよう堅固に固定すること。
 - キ 床面から誘導灯下面までの高さは2.5 m以下とし、かつ、防煙たれ壁等がある場合は、 当該防煙たれ壁等の下端より下方の箇所に設けること。ただし、天井高が低く、天井面か ら誘導灯までの距離がとれない場合又は通行に支障をきたす場合は、これによらないこと ができる。(第2図参照)。
- (3) 階段通路誘導灯の設置については、次によるものとする。

ア 設置要領

- (ア) 階段通路誘導灯の光源で常時、非常時とも同一光源とするものは、蛍光管を使用する ものであること。ただし、常時及び非常時点灯用の光源を別々に設けるか、又は白熱電 球を2以上有するものは、この限りでない。
- (イ) 階段通路誘導灯を非常用の照明装置(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号) 第126条の4に定めるもの。以下同じ。)と兼用する場合は、それぞれの規格に適合 するものを用いること。
- (ウ) 壁、天井等に、地震等に耐えるよう堅固に固定すること
- 6 客席誘導灯は、次により設置するものとする。
- (1) 客席誘導灯の設置要領は、次のとおりとする。
 - ア 原則として、床面からの高さが0.5m以下の箇所に設置すること。
 - イ 客席内通路が傾斜路又は水平路となっている部分は、次式により算定した設置個数を概ね 等間隔となるように設置し、かつ、当該誘導灯に最も近い通路の中心線上で測定した場合、 必要な照度が得られること。
 - ウ 壁、天井等に地震等に耐えるよう堅固に固定すること。
- 7 誘導標識は、次により設置するものとする。

- (1) 誘導標識の設置箇所等は、次のとおりとする。
 - ア 避難口に設ける誘導標識は規則第28条の3第3項第1号イに掲げる避難口の上部に設 ること。
 - イ 廊下又は通路に設ける誘導標識は廊下又は通路及びその曲り角の床又は壁に設けること。
- (2) 誘導標識の設置要領は、次のとおりとする
 - ア 避難口又は階段に設けるものを除き、各階ごとに廊下及び通路の各部分から一の誘導標識 までの歩行距離が 7.5 m以下となる箇所も及び曲り角に設けること。
 - イ 誘導灯と併設する場合の誘導標識は、努めて蓄光式誘導標識を用い、誘導灯設置付近等の 床面に設置すること。
 - ウ 誘導標識は、容易にはがれないように接着材等で固定すること。
- 8 消灯方式誘導灯の設置基準は次のとおりとする。
- (1)消灯することができる防火対象物又はその部分は、次のとおりとする。
 - ア 防火対象物が無人である場合
 - イ 外光等により避難口又は避難の方向が識別できる場所
 - ウ 利用形態により特に暗さが必要である場所に設置する場合(別表 1参照)
 - エ 主として当該防火対象物の関係者及び関係者利雇用されている者の使用に供する場所(令別表第一 (5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口及び(10)項から(15)項に供される部分に限る。)

(別表 1)

	遊園地のアトラクション等の	劇場、映画館、プラネタリウム、	集会場等の用途に供される部分な
用途	用に供される部分(酒類、飲	映画スタジオ等の用途に供され	ど一時的(数分程度)に暗さが必
	食の提供を伴うのを除く。) な	る部分(酒類、飲食の提供を伴うの	要とされる場所
	ど常時暗さが必要とされる場	を除く。)など一定時間継続して暗さ	
	所	が必要とされる場所	
	当該部分における消灯は、営業	当該部分における消灯は、映画	当該部分における消灯は、催し物
使	時間に限り行うことができる	館における上映時間中など、劇	全体の中で特に暗さが必要とされ
用	ものであること。したがって、	場における上映中など当該部分	る状態で使用されている時間内に
状	清掃、点検等のため人が存する	が特に必要とされる状態で使用	限り行うことができるものである
態	場合には、消灯はできないもの	されている時間内に限り行うこ	こと。
	であること。	とができるものであること。	

(2) 点灯方法

- ア 無人状態における消灯は、原則として信号装置を用いるとともに手動で一括消灯し、信号 装置からの火災信号又は手動信号により点灯するものとすること。ただし、警備員、宿直者 等がいない防火対象物で、信号装置に接続した施錠連動点滅器又は照明器具連動点滅器を用 いる場合は、自動火災報知設備と連動することを要しない。
- イ 有効外光状態における消灯は、原則として信号装置を用いるとともに光電式自動点滅器に

よる自動点滅とし、かつ、自動火災報知設備の火災信号により点灯すること。

- (ア) 消灯期間は、次に掲げる期間とすること。
 - a 常時暗さが必要とされる場所における消灯は、営業時間内とすること。この場合に おいて、清掃、点検等のために人が存するときは、消灯できない。
 - b 一定時間継続して暗さが必要とされる場所における消灯は、映画館における上映時間中、劇場における上演中等当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内とすること。
 - c 数分程度暗さが必要とされる場所における消灯は、催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内とすること。
- (イ) 消灯方法は、次のa及びbに適合すること。
 - a 8 消灯方式誘導灯の設置基準の(1) ウの消灯する場合は、誘導灯が消灯される こと、火災の際には誘導灯が点灯すること及び非常口の位置等避難の方法について掲 示しておくか、又はあらかじめ放送等により説明すること。
 - b 消灯は、その都度手動で行う方式とし、消灯する点滅器、開閉器等は、対象場所が 見通せる場所又はその付近に設けること。ただし、対象場所に使用されている通常の 照明器具の消灯と連動して誘導灯が自動的に消灯するものは、この限りでない。
- (ウ) 点灯方法は、次の各号に適合すること。
 - a 自動火災報知設備の作動と連動して誘導灯が自動的に点灯するものとすること。
 - b 対象場所に使用されている通常の照明器具の点灯と連動して誘導灯が自動的に点 灯するものとすること。
 - c 手動で点灯でき、かつ、点灯のための点滅器、開閉器等は、対象場所が見通せる場所又はその付近に設けるものとすること。
 - d 誘導灯の点灯時は、正常点灯(誘導灯に内蔵する光源をその定格値で点灯すること をいう。)の明るさに復帰するものとすること。

(電源及び配線)

- 第5 電源及び配線に関する基準は、次のとおりとする。
 - (1) 常用電源からの配線は、配電盤又は分電盤からの専用回路とし、途中に開閉器、点滅器等を設けないこと。ただし、有効外光状態の部分又は屋外階段等に設ける誘導灯にあっては、回路の途中に光電式の自動点滅器を設けることができる。
 - (2) 常用電源からの専用回路は、2以上の階(小規模の防火対象物を除く。) にわたらないこと。 ただし、階段通路誘導灯にあっては、各階段系統ごととすることができる。
 - (3) 非常電源と常用電源との切替装置及び常用電源の停電検出装置の取付場所は、原則として誘導灯回路を分岐している分電盤、配電盤又は誘導灯器具内とすること。ただし、切替装置を内蔵する浮動充電方式の蓄電池設備を用いるものにあっては、これによらないことができる。
 - (4) 誘導灯の常用電源回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。

- (5) 専用回路の開閉器には、誘導灯用である旨の赤色の表示をすること。
- (6) 階段通路誘導灯と非常用の照明装置を兼用する場合の配線は、前各号に適合するものとすること。
- (7)避難に時間を要する大規模な防火対象物(「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成11年3月 消防庁告示第2号)第三に定めるものをいう。)に設ける誘導灯の非常電源の容量は、長時間 定格(点灯有効時間60分以上)のものとすること。この場合において、非常電源は、蓄電 池設備(所定の容量を有するのに限る。)及び自家発電設備と併用することができるものとす る。

附則

この基準は、昭和59年11月1日から施行する。

附則

この基準は、平成8年4月1日から施行する。

附則

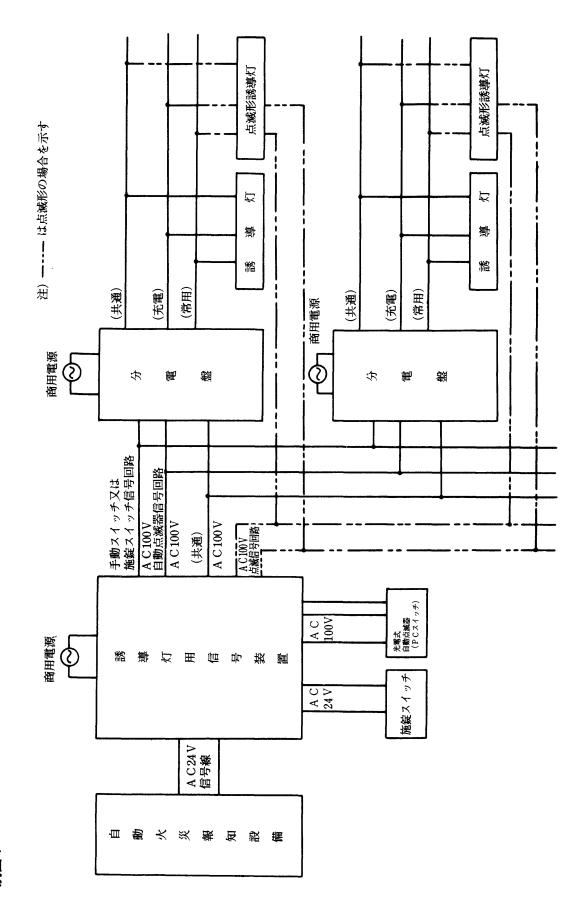
この基準は、平成11年4月1日から施行する。

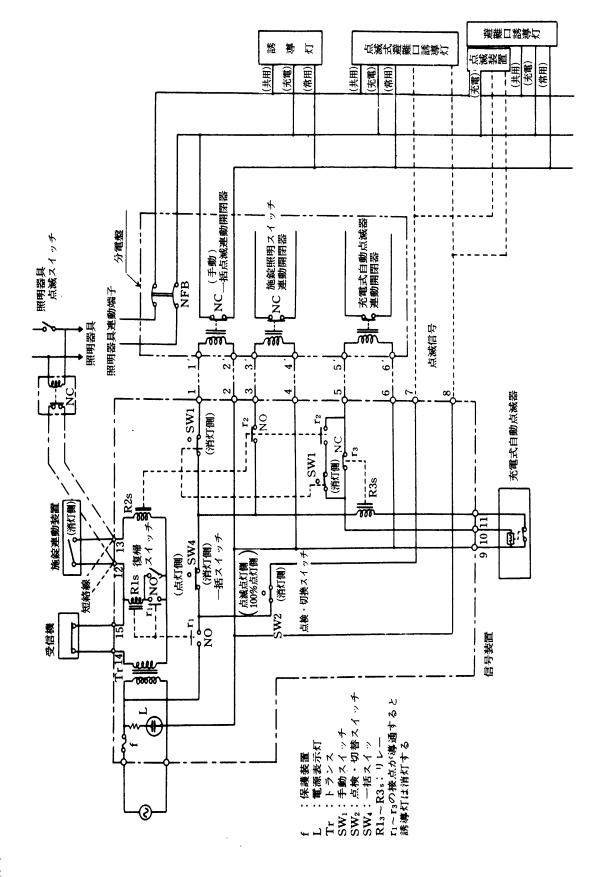
附則

この基準は、平成16年3月1日から施行する。

附則

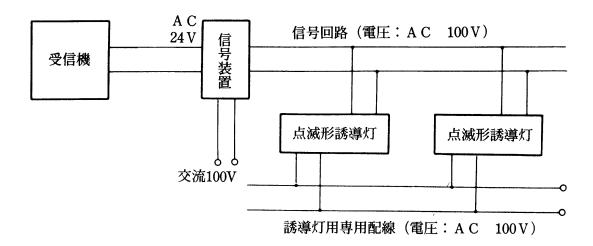
この基準は、平成22年4月1日から施行する。



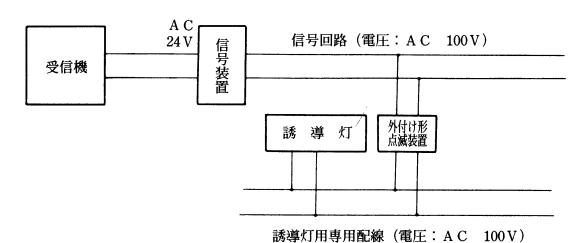


別図 3

例1



例2

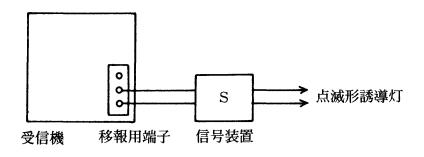


別図 4

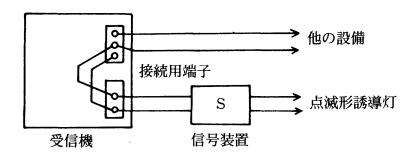
受信機と信号装置等の接続方法について

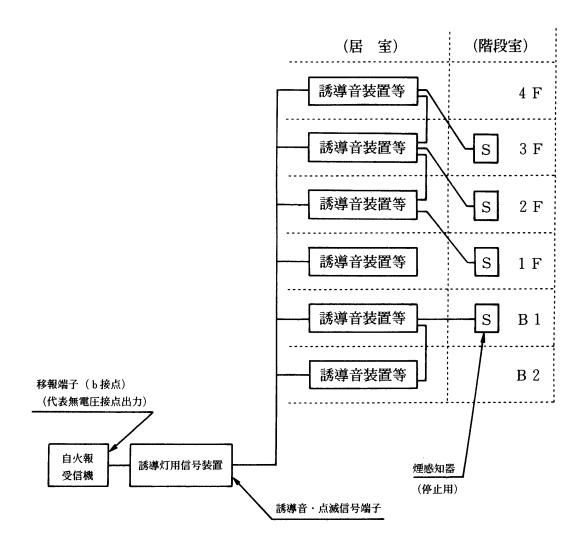
1 接続方法例

(1) 受信機に移報用端子が設けられている場合



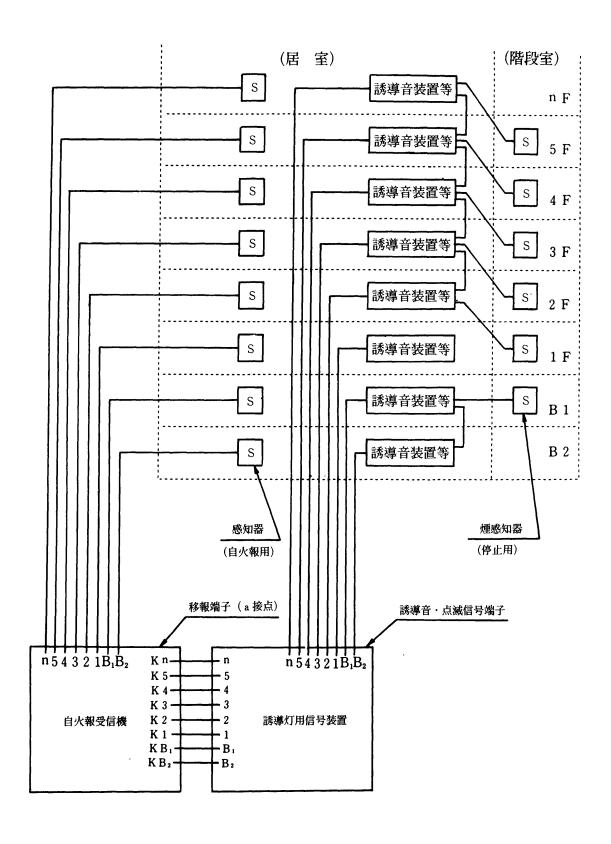
(2) 受信機に移報用端子が設けられているが、すでに他の設備に接続されている場合





別図6 地区音響装置の区分鳴動を行う場合

(階段室に専用の煙感器を設置)



別図7 地区音響装置の区分鳴動を行う場合

(階段室の自火報用煙感知器を兼用)

